平成２３年（フ）第５６９８号
大阪府豊中市長興寺北３丁目６番５―204号
債務者　田中　信一
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８０１号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目22番19号
債務者　小林　愼治
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１号
熊本県八代市宮地町2010番地１　３
債務者　中原　公司（旧姓東）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第７６号
熊本県八代市大福寺町2405番地９
債務者　中村　万喜（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１８７６号
横浜市戸塚区下倉田町175番地　エクシオ戸塚705号
債務者　松野久美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０５号
神奈川県鎌倉市山ノ内1119番地11
債務者　福司　春奈
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１４５号
横浜市港北区菊名２丁目24番12―402号
債務者　遠藤　清行
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２４７号
横浜市鶴見区生麦４丁目４番32―102号
債務者　藤原　明美
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１９号
静岡県焼津市大村新田５番地の５　セジュールＫ102号室
債務者　朝倉　泰之
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７号
栃木県那須郡那須町大字高久丙5272番地48、前住所福島県郡山市久留米５丁目148番地の９
債務者　小島　崇男
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３４８号
岡山市南区南輝２丁目５番５－４号
債務者　赤堀　邦彦
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４９号
岡山市南区南輝２丁目５番５－４号
債務者　赤堀　純子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７６号
岡山市中区円山６番地８
債務者　吉田　直徳
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９号
大分県中津市大字昭和新田１番地　プレジュール周防Ａ―207号、住民票上の住所大分県中津市牛神町１丁目９番地５　リビングタウン中津202号
債務者　小林　裕也
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第５３号
長野県佐久市中込3734番地78　コーポ内山Ｂ
債務者　林　　忠彦
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部